

平成30年度から適用される 個人住民税（市民税・県民税）の主な税制改正

セルフメディケーション推進のための「スイッチOTC薬控除」(医療費控除の特例)の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除することとされました。なお、本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができません。

※1 特定健康診査，予防接種，定期健康診断，健康診査，がん検診

※2 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く）

医療費控除及びセルフメディケーション税制の「明細書」の添付義務化

平成29年度税制改正で、医療費控除又はセルフメディケーション税制のいずれかの適用を受ける方は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」を添付しなければならないこととされました。

給与所得控除の見直し(上限額の引き下げ)

給与所得控除の見直しがされ、給与所得控除の上限が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）を、平成28年分は1,200万円（控除額230万円）に、平成29年分以後は1,000万円（控除額220万円）に引き下げることとされました。

適用年分（個人住民税）	上限が適用される給与収入金額	給与所得控除額
平成27年分（平成28年度）	1,500万円超	245万円
平成28年分（平成29年度）	1,200万円超	230万円
平成29年分（平成30年度）	1,000万円超	220万円